

平成二十年十一月二十五日提出
質問第二七八号

年金申請遅れによる時効撤廃に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

年金申請遅れによる時効撤廃に関する質問主意書

一 国民年金と厚生年金で受給権が発生したものの、申請が遅れたために、時効にかかり、五年より前の年金が受け取れなかったケースについてお尋ねする。

1 過去、できる限りさかのぼり、時効にかかった人数と金額をトータルでお示し願いたい。

2 申請が遅れたのは、社会保険庁や自治体の不十分な説明が原因のケースもあると考えるが、そのようなケースは何件把握しているか。

申請者の責めに帰さない申請遅れがあるケースは考えられないのか。

3 申請者の責めに帰さない申請遅れがあった場合、時効の適用は問題であると考えるか。

二 申請遅れによる時効は、どのような理由で法律に定められたのか。制定の経緯と合理的な理由について説明願いたい。

三 これまで時効を撤廃する検討がなされた経緯があるか。撤廃した際におこる不都合をすべて列挙された
い。

四 以上を踏まえ、時効に関する内閣の見解を問う。

右質問する。